

藤枝市災害時協力井戸事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、災害時における生活用水を確保するため、災害時協力井戸の登録対象者（災害時協力井戸として登録を希望した井戸の所有者等であって、市長が登録する必要があると認めた井戸の所有者等をいう。以下同じ。）及び登録者が行う災害時協力井戸事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時協力井戸事業 災害時協力井戸を修繕、維持管理及び水質検査をすることをいう。
- (2) 災害時協力井戸 消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定による消防水利の指定がされている井戸及び防火井戸（同項の規定による消防水利の指定がされていない井戸であって、消防の用に供するために設置されているものをいう。）以外の井戸であって、災害時に生活用水の提供が可能な井戸として市長の登録を受けたものをいう。
- (3) 登録者 藤枝市災害時協力井戸登録事業実施要綱（令和3年藤枝市告示第128号）第4条第1項の規定により災害時協力井戸に登録された井戸の所有者又は管理者をいう。
- (4) 水質検査 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める項目のうち、別表に定める水質検査項目について、同法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者が行う検査のことをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、登録対象者にあつては災害時協力井戸の登録を希望する井戸の修繕及び水質検査に要する費用とし、登録者にあつては災害時協力井戸の日常の管理に必要な修繕、維持管理及び水質検査に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に掲げる経費の2分の1以内（千円未満を切り捨てた額）とし、補助対象の井戸1か所につき一年度当たり5万円を上限とする。ただし、水質検査にかかわる費用は年2回までとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書兼事業計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 見積り書の写し
- (2) 登録決定通知書の写し（災害時協力井戸に登録されている場合に限る。）
- (3) 見積り書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（交付の条件）

第7条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- （1） 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。
- （2） 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- （3） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- （4） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

（変更承認）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書兼変更事業計画書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- （1） 見積書の写し（交付申請額を変更する場合）
- （2） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、変更承認申請があったときは、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日までに、実績報告書兼請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1） 領収書の写し
- （2） 水質検査結果の写し（水質検査を実施した場合）
- （3） 修繕又は維持管理の施工前及び施工後の写真
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定及び支払）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認めたときは、請求のあった日の翌月末日までに支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日告示190)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示72)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日告示65)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

藤枝市長 宛

令和 年 月 日

藤枝市災害時協力井戸事業補助金の交付を受けたいので、藤枝市災害時協力井戸事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

[illegible]

- (1) 見積書の写し
- (2) 登録決定通知書の写し（災害時協力井戸に登録されている場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



藤枝市災害時協力井戸事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった藤枝市災害時協力井戸事業補助金の交付申請について、次のとおり決定したので通知します

記

1 井戸の所在地

2 交付決定額 円

3 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市災害時協力井戸事業補助金交付要綱を遵守すること。

第 3 号様式（第 8 条関係）

藤枝市災害時協力井戸事業計画変更承認申請書兼変更事業計画書

年 月 日

藤枝市長 宛

住所

氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市災害時協力井戸事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

変更理由								
変更後の事業内容	☐ 水質検査 ☐ 修繕（ ） ☐ 維持管理（ ）							
変更後の事業完了予定	年 月							
交付申請額	変更後							円
	変更前							円
	差引額							円

※金額の前に「¥」を記入

【添付書類】

- (1) 見積書の写し（交付申請額を変更する場合）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



藤枝市災害時協力井戸事業補助金交付変更承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった藤枝市災害時協力井戸事業補助金の変更について、次のとおり承認します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- | | |
|-----------|---|
| (1) 変 更 後 | 円 |
| (2) 変 更 前 | 円 |
| (3) 差 引 額 | 円 |

第 5 号様式（第 9 条関係）

藤枝市災害時協力井戸事業実績報告書兼請求書

年 月 日

藤枝市長 宛

住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市災害時
協力井戸事業について、下記のとおり事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

※金額の前に「¥」を記入

事業に要した経費									円
補助金交付請求額(補助金額)									円
事業完了年月日		年 月 日							
振込口座	銀行 金庫 農協 支店								
	預金種目	普通・当座	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義								

【添付書類】

- (1) 領収書の写し
- (2) 水質検査結果の写し（水質検査をした場合）
- (3) 修繕又は維持管理の施工前及び施工後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



藤枝市災害時協力井戸事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった藤枝市災害時協力井戸事業補助金について、
次のとおり確定します。

交付確定金額 円

（交付決定金額 円）

別表（第 2 条関係）

水質検査項目（11 項目）

No.	項 目 名
1	一般細菌
2	大腸菌
3	亜硝酸態窒素
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
5	塩化物イオン
6	有機物（全有機炭素（TOC））
7	pH 値
8	味
9	臭気
10	色度
11	濁度